

であつたとかいふ爲でなかつたことは明白で、その證據には、この年十月二十三日御史臺の奏上した所に據ると、各省に於て站の經營に任ずる站戸は兵部の管轄になつたことを喜んでその恩に感じ、以後もこれを更改せられないやうにと希望してゐると見えて居る。即ち經世大典站赤五に

〔至大四年十月〕二十三日御史臺奏。監察御史自ニ各省一來。沿路經ニ過驛傳一。得ニ站戸之言一謂。皇帝登ニ寶位一。罷ニ進鷹・犬・希罕物貨一。革ニ通政院一而任ニ兵部一。比ニ之前時一。使ニ馬少肥一。戸亦獲ニ安一。已後若不ニ更改一。止令ニ兵部管領一。則吾曹感ニ恩一。永得ニ安寧一。臣等不ニ敢不聞一。上曰。言ニ之是矣一。只依ニ已定之法一行ニ之一。

と記されてゐる。此の如く兵部が驛站を管掌したことは從來の情弊を拯ひ、人望を得て居つたと思はれるにも係はらず、通政院が復活して蒙古站を管理することになつてから九年目、英宗即位の年なる延祐七年になつて、その管轄の範圍は更にまた擴大せられ、再び舊の如く漢站をも掌ることゝなつた、即ち經世大典站赤六に

〔延祐七年四月〕二十九日參議速速奏。昨奉ニ旨一。令下寫ニ進通政院兵部所管站赤緣由沿革一來上。今謹進呈。上覽畢曰。世祖皇帝時。達達・漢人站係ニ通政院管領一。今可下依ニ舊制一。悉歸中之通政院上。

〔同上〕五月十一日中書右丞相帖木迭兒・平章政事拜住等覆奏。上曰。可下依ニ前旨一。令中通政院領ニ之一。と見えて居る。同じ篇に文宗の天曆三年正月十七日通政院使寒食の言を載せた中に

至元七年設ニ立諸站都統領使司一。十二年改陞ニ通政院一。管ニ領蒙古漢人水陸站赤一。至大四年以ニ漢站一隸ニ兵部一。本院止領ニ蒙古站赤一。延祐七年又併董ニ之一。……迄ニ今六十餘年一。未ニ嘗不ニ廢弛一。

というてゐるのは、以上述べ來つた站の管理に關する中央機關の沿革を約述したに過ぎない。この後元の世を終る